

「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針」の一部改正について

1 趣旨

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第72号）に基づき、神奈川県は「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）」（以下、施設基準条例という。）の一部改正を行い、飲食店営業の施設基準に「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合」の基準が新たに設けられました。このことに伴い、省令施行通知や条例施行通知等において、追加となった基準の運用の詳細が示されたことから、本市の「食品営業許可審査基準及び食品営業許可行政指導指針」を一部改正しました。

2 改正の概要

飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合について、行政指導指針を追加しました。

3 意見公募手続

施設基準条例は令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行であり、公布から施行までの期間が著しく短期間であったこと、また、行政指導指針を定めず行政指導を行う期間が生じることによる事業者の利益損失を防ぐため緊急に行政指導指針を定める必要がありました。そのため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第1号に該当するものとして、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布日

令和8年3月31日

5 施行日

令和8年4月1日